

京都市消防吏員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年12月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第66号

京都市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

京都市消防吏員服制規則の一部を次のように改正する。

別表1 胸章の款階級章の項を次のように改める。

消防局章	紺色の合成皮革製の台地とし、銀色の消防き章及び金色の「KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT」の文字をオレンジ色の枠で囲んだものとする。 形状及び寸法は、第1図3(1)のとおりとする。
階級章	黒色の金属製又は合成皮革製の台地とし、上下の両縁に金色のししゅう状の線を施し、中央に金色の平織状の線及び銀色の消防き章を付けたものとする。 形状及び寸法は、第1図3(2)のとおりとする。

別表1 胸章の款消防長章の項中「第1図3(2)」を「第1図3(3)」に改め、同

表2 合冬服の款上衣の項中

灰色の布地
ダブルとし、消防き章を付けた金色の金属製ボタン各2個を2行に付ける。 前面の下部の左右に各1個のふた付きポケットを付け、胸部の左に1個のポケットを付ける。 そでは、切替えカフスとする。 形状及び寸法は、第2図1(1)ア及びイのとおりとする。
表半面に1条の濃灰色のしま織線をまとう。 消防司令以上は、しま織線の下部に1条の蛇腹組の金線をまとい、その下部に金色の金属製消防き章を付ける。 消防司令補は、しま織線の下部に1条の蛇腹組の金線をまとう。 消防士長は、しま織線の下部に1条の蛇腹組の銀線をまとう。 形状及び寸法は、第2図1(1)ウのとおりとする。

を

男性用の合冬服の上衣と同様とする。
男性用の合冬服の上衣と同様とする。ただし、打合せは左前とする。
男性用のそで章と同様とする。

に改め、同款スカ

ートの項制式の目中「第2図1（2）」を「第2図1」に改め、同款ズボンの項制式

「長ズボンとし、両ももに各1個のポケットを付ける。

の目中 すそは、シングルとする。 を「男性用の合冬服

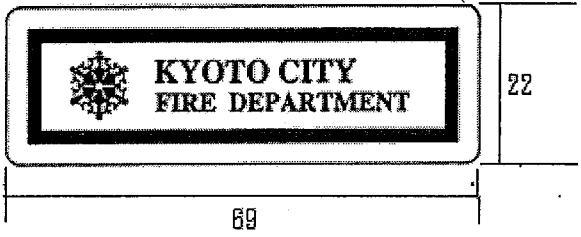
形状は、第2図1（3）のとおりとする。 」

のズボンと同様とする。」に改め、同表2胸章の款階級章の項を次のように改める。

消 防 局 章	男性用の消防局章と同様とする。
階 級 章	男性用の階級章と同様とする。

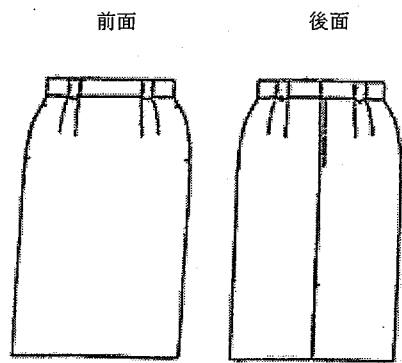
別表2胸章の款消防長章の項中「服制」を「消防長章」に改め、同表2帽子の款合冬帽の項地質の目中「灰色のフェルト地」を「合冬服の上衣と同様とする。」に改め、同項制式の目中「円形つば型」を「平頭型」に、「紺色」を「黒色」に、「第2図4（1）ア」を「第2図3（1）ア」に改め、同項帽章の目中「第2図4（1）イ」を「第2図3（1）イ」に改め、同款夏帽の項制式の目中「第2図4（2）ア」を「第2図3（2）ア」に改め、同項帽章の目中「第2図4（2）イ」を「第2図3（2）イ」に改め、同表第1図3（2）を同図3（3）とし、同図3（1）を同図3（2）とし、同図3（2）の前に次のように加える。

(1) 消防局章



別表第2図1を次のように改める。

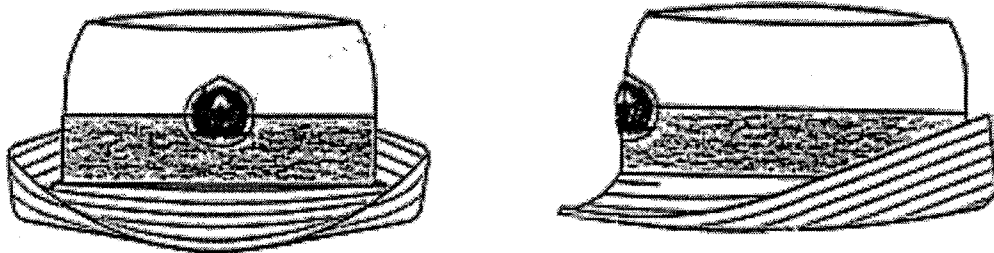
1 合冬服スカート制式



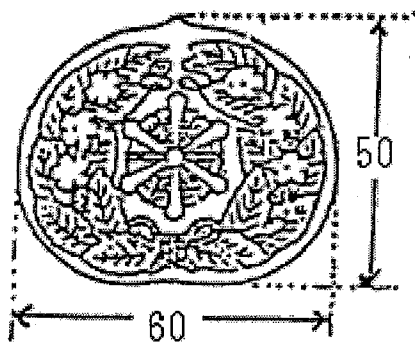
別表第2図3を削り，同図4（1）を次のように改める。

(1) 合冬帽

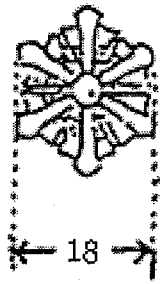
ア 制式



イ 帽章



ウ 消防き章



別表第2図4を同図3とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の京都市消防吏員服制規則の規定により調製された女性用の階級章（夏服を着用する場合に限る。）は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(消防局総務部人事課)